

令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻による新生活に係る費用の一部を支援することで、婚姻に伴う経済的不安を解消するとともに、地域における少子化対策を推進するため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月13日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新たに取得した住宅（新婚世帯が居住する住宅であって、住宅の所在地が住民基本台帳に記録されている住所と同一であるものに限る。以下同じ。）であって、当該住宅を取得する際に要した費用をいう。
- (3) 住宅賃借費用 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新たに賃借した住宅に係る費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 前2号の住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 住宅のリフォーム費用 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅のリフォームであって、住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については除く。
- (6) 継続世帯 令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に対する補助を受給した世帯で、その受給額が、1世帯当たりの補助上限額に達しなかった世帯をいう。
- (7) 特定地域新婚世帯 第1号に規定する新婚世帯のうち、夫婦ともに次の表に掲げる区域に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が次の表に掲げる区域にある世帯をいう。

特定地域	千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目
------	------------------------------------

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象新婚世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 令和6年1月1日から同年12月31日までの夫婦の所得を合算した額（以下「新婚世帯所得額」という。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、交付申請時において貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、令和6年1月1日から同年12月31日までの夫婦の双方又は一方の貸与型奨学金の返済額を新婚世帯所得額から控除して得た額が500万円未満であること。
- (3) 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- (4) 補助金の申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (5) 夫婦ともに市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (6) 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。
- (7) 補助対象新婚世帯に四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (8) 内閣府及び本市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (9) 過去に地域少子化対策重点推進交付金のうち結婚新生活支援事業又は結婚新生活支援事業費補助金に基づく補助金の交付（本市以外の地方公共団体による交付も含む。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、特定地域新婚世帯については、前項各号に掲げる要件のうち第2号を除く全ての要件を満たす世帯を補助金の交付対象とする。

3 補助金の交付の対象となる継続世帯（以下「補助対象継続世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 夫婦ともに市税等を滞納していないこと。
- (3) 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。
- (4) 補助対象継続世帯に四街道市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (5) 内閣府及び本市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助金の額)

第4条 補助対象新婚世帯に対する補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。

ただし、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯にあつては60万円

(2) 前号以外の世帯にあつては30万円

2 補助対象継続世帯に対する補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯にあつては60万円から令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく受給額を差し引いて得た額

(2) 前号以外の世帯にあつては30万円から令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく受給額を差し引いて得た額

3 住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用の補助に当たっては、令和7年4月1日から令和8年3月13日までの間に支払った費用を対象とする。ただし、賃料については、勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当分を補助対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助対象新婚世帯に対する補助金の交付を受けようとする者（次条において「新婚世帯申請者」という。）は、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類（戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書）

(2) 世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）

(3) 新婚世帯の総所得を証明する書類

(4) 新婚世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類

(5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

(6) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅取得費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅を取得した場合に限る。）

(7) 住宅の賃貸借契約書の写し及び住宅賃借費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）

(8) 新婚世帯の住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合に限る。）

(9) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用を要した場合に限る。）

(10) 住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅のリフォームを要した場合に限る。）

(11) 同意書兼誓約書（様式第3号）

(12) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象継続世帯に対する補助金の交付を受けようとする者（次条において「継続世帯申請者」という。）は、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付申請書に、

次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）
- (2) 継続世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類
- (3) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅取得費用を支払ったことがわかる書類の写し（令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金で交付決定を受けた補助対象の住宅から転居等により新たに住宅を取得した場合に限る。）
- (4) 住宅の賃借契約書の写し及び住宅賃借費用を支払ったことがわかる書類の写し（令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金で交付決定を受けた補助対象の住宅から居等により新たに住宅を賃借した場合に限る。）
- (5) 継続世帯の住宅手当支給証明書（住宅を賃借している場合に限る。）
- (6) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用を要した場合に限る。）
- (7) 住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム費用を支払ったことがわかる書類の写し（住宅のリフォームを要した場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請書の提出は、令和7年6月2日から令和8年3月13日までの間に行うものとする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により新婚世帯申請者又は継続世帯申請者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知の特例）

第7条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって、当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条に規定する交付決定通知書をもって、当該確定通知があったものとみなす。

（交付請求）

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が補助金の交付請求をしようとするときは、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、令和7年度四街道市

結婚新生活応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により受給者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

（失効等）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。